

こうなん市議会だより

NO.52

令和元年9月1日発行



土佐絵金歌舞伎伝承会「浄瑠璃式三番叟」：天下泰平、五穀豊穰を祈願する演目

6月
定例会

- ◎議案質疑 ……………P2
- ◎審議した議案 ……………P8
- ◎一般質問 ……………P10
- ◎各委員会の開催状況 ……P24
- ◎傍聴案内 ……………P26

発行●高知県香南市議会

発行人●高知県香南市議会議長

令和元年 香南市議会 6月定例会

6月定例会は、6月13日から7月2日まで開催された。
専決処分の報告と人権擁護委員候補者の推薦、香南市固定資産評価員の選任、野市町横井津波避難タワー建築主体工事請負契約の締結、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、令和元年度香南市一般会計補正予算(第1号)など64議案が審議され、いずれも全員賛成または賛成多数により可決された。
主な質疑の内容は以下のとおり。

議案質疑

議案第63号

香南市森林環境譲与税基金条例

例

森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理及び運用をするため、基金条例を制定するもの。

問

森林環境譲与税については、本市への譲与試算額に対して、使途が多い。

特に森林境界明確化事業を早急に取り組みべきと考えるが、どうか。

答

森林環境譲与税の使途については、市町村が行う間伐や人材育成、また担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発の森林整備の費用に充てることとなっている。

森林境界明確化事業の促進については、産業振興計画の林業部会においても課題となっており、現在、所有者不明、境界不明という状況が顕在化している。本市としては、本年、森林所有

者全員に対して、森林整備が必要などの意向調査を行うことを考えている。それを取りまとめ、来年度以降、どいつた整備が必要か計画して、当初予算に反映しようと考えている。

議案第64号

香南市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、公の施設の利用料金上限額について見直しを行うとともに、新たにタンDEM自転車の貸し出しについて定め、併せて自転車貸し出しに係る規定を整理するもの。

問

主な改正点は、消費税の改正に伴って利用料の改定をすることであるが、自転車の利用に関しては、利用者の利便性の観点から、利用時間を長く設定し、ヘルメット代を含めた料金設定になっている旨の補足説明があった。

これにより、長時間利用者の負担が減少することであるが、利用者の負担が減るといことは、指定管理者としては収入が減少するのではないか。改正後における減少の試算は行っているか。

答

年間の試算は、現在のところ行っていない。

例えば、6時間利用された場合、現在の利用料金ではヘルメット代が別で60円となる。改定後は50円となるため指定管理者の収入が減少することとなる。

しかし、平成30年度において、全利用者の98%が5時間以内に返却しており、5時間利用した場合の現在の利用料金50円とほぼ変わらないことから、大幅な収入の減にはならないと考えている。

問

自転車の利用において、やはり賠償責任保険を附帯すべきだと考えるが、自賠責の考え方は。

答

現在、例えば自転車事故の際に賠償責任がなされた場合の保険については、利用料金に含まれている。

しかし、市としてサイクリングをますます推進する考えから、一般的な故障しない場合の保険についても、一定これから検討する必要がある。

議案第83号

香南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の改正により、災害援護資金の貸付利率を市町村が条例で定めることとされたことに伴い、当該貸付利率は保証人を立てた場合には無利子に、保証人を立てない場合には原則年1パーセントとする改正をし、及び関係する規定の見直しを行うもの。



サイクリングターミナル

問 保証人を立てた場合は無
利子ということだが、保
証人の保証能力をどのように定
めるのか。

工西内 福祉事務所長

答 保証人については、国の
施行令で今回削除されて
おり、利率と同様に市の判断で
定めることとなっていることか
ら、規則で定める。

現在、借主の所得制限が1人
世帯で20万円、2人世帯で43万
円と規定されており、保証人に
ついても、検討をした上、今後
示したい。

議案第90号

令和元年度香南市工業用水道
事業利益剰余金の目的外使用

香南市工業用水道事業を高知
県香南市工業用水道事業に統合す
るに当たり、香南市工業用水道
事業利益剰余金の減債積立金を
取り崩し、建設改良積立金に積
み立てるため、地方公営企業法
施行令第24条第2項の規定によ
り、議会の議決を求めるもの。

問 令和元年12月1日に、
工業用水道事業を香南市

から高知県公営企業局に引き継
ぐ予定であることから、同事業
と併せて本剰余金を県に譲渡す
る予定であることだが、本
剰余金を本市が目的外で自由に
活用できる観点はないのか。

宮田 上下水道課長

答 地方公営企業法におい
て、本剰余金を企業会計
から分離して、工業用水道事業
以外の目的で使用できないとい
う規定はない。

しかし、これまで本市が行って
きた給水に関する修繕及び機器
取替などの実務及び事務処理
や、今後必要な施設の老朽化及
び耐震化対策に係る施策など、
工業用水道事業の給水に係る課
題を含めて、本市の工業用水道
事業を県に引き継ぐため、その
ために積み立ててきた本剰余金
を県に託し、県においてこれま
で以上に工業の健全な発達に寄
与することが本市としては妥当
であると考える。

問 県への引き継ぎ後は、当
該工業用水道事業に対し
て、本市から一切負担すること
がないようお願いしたい。

宮田 上下水道課長

答 高知県公営企業局におい
て、企業会計予算の中で
当該工業用水道事業の維持管
理・運営をしていくことになる
ので、十分説明した上、事業の
統合を進めていきたい。

議案第91号

令和元年度香南市一般会計補
正予算（第1号）

名称を「令和元年度香南市一
般会計予算」とし、元号による
年の表示を「令和」に読み替え
ることするとともに、歳入歳
出予算の総額にそれぞれ3億6
803万7千円追加し、歳入歳
出予算の総額をそれぞれ214億4
094万3千円とするもの。

問 農業振興費中、産地パ
ワーアップ事業費補助金
として、約6800万円追加補
正されているが、その内容は。

野島 農林課長

答 産地パワーアップ事業に
おける追加要望は、高知
県農協の低コスト耐候性ハウス
1棟、認定農業者とみなされた
法人のミラ洗浄せぐり機、結束機

1台である。

当初予算編成時（1月）には、
香南市地域農業再生協議会が取
りまとめたものを予算に反映し
ていたが、5月に事業精査を行
い、再度事業計画を見直した結
果、今回6837万円を補正予
算として計上する。

また、当初予算編成時では、
TPP関連の本事業が存続する
か不明な状態で要望を受けてい
たが、3月に国の予算に計上さ
れたことから、今回の補正予算
として計上することができた。

問 企業立地推進費中、公有
財産購入費において、旧
ルネサス東駐車場用地購入事業
として、1億2000万円追加補正さ
れているが、購入額と固定資産
税評価額との差額は、どのよう
に考えているか。



旧ルネサス東駐車場

岡林 商工水産課長

答 本市の固定資産税評価額
は、路線価に土地の奥行
き、間口、形状などの状況によ
り補正率を乗じて求めているた
め、一般的には固定資産税の評
価額は土地鑑定評価額より低い
価格になる場合が考えられる。

よって、固定資産税評価額
は、売買価格と本質的に異なる
ことから、市が用地を購入する
場合は、現在は土地鑑定評価に
よる価格により、売買価格を決
定している。

問 保育所費中、委託料にお
いて、夜須地区保幼高台
移転事業の測量設計委託料が計
上されているが、測量するとい
う段階となれば、認定こども園
での方向性が定まっているとい
うことか。

山下 教育次長

答 認定こども園として整備
する方針については、夜
須地区では4歳、5歳児のうち、
保育の必要な子どもでも夜須幼
稚園しか選択できないため、預
かり保育のような形式で認定こ
ども園のようなサービスの提供

を行っていたという背景がある。

よって、保育の必要な子どもも含めて、一体的に就学前の保育教育を行っていく認定こども園の形式が最も円滑な形であると考えている。

また、認定こども園化に当たっては、保護者や子どもに対するデメリットや、特に大きな影響もないため、当初から高台移転と合わせて認定こども園の形式が教育委員会の方針としてあったので、検討が進められたところである。

総務常任委員会審査

11議案が付託され、審査した結果、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑内容は以下のとおり。

議題第55号
赤岡駅前広場施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

問 露店等の1カ月の使用料は500円のままであるが、本体価格の違いか。

答 岩田 地域支援課長

土地の貸付は本来課税取引の対象外であり、1カ月未満のみ対象となるので、使用料の変更はない。

問 営業でその土地を借りたとき消費税がかかるのでは。

答 岩田 地域支援課長

1カ月未満の場合だけが対象となる。

議案第88号

香南市が当事者である訴えについての反訴の和解について

問 土地の面積と今後の利用は。

答 村山 住宅管財課長

東野42番1は340㎡、東野422番1は339㎡。

和解したならば、地産地消推進協議会や学校、教育委員会と協議して、稲作利用できないか検討したい。

産業建設常任委員会審査

24議案が付託され、審査した結果、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑内容は以下のとおり。

議案第63号
香南市森林環境譲与税基金条例

問 相続登記されていない森林も多数あると聞くが、その場合の所有者等の意向調査は、どうするか。

答 野島 農林課長

森林所有者が特定できない場合、固定資産税を課税している所有者・権利者に手紙を出して意向調査を行う。

議案第64号

香南市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

問 乗り捨ての場合は2倍の貸し出し料金となっているが、どこで乗り捨て可能なのか。

答 岡林 商工水産課長

現在、本市では乗り捨てできるようなはなっていない。乗り捨て自転車をご回収するのが今後の課題だ。

問 森林所有者が特定できない場合、固定資産税を課税している所有者・権利者に手紙を出して意向調査を行う。

答 宮田 上下水道課長

①については、脱汚泥を運搬できる業者が落ち札し、汚泥運搬に関する委託料を

計上する必要がなくなったため、これを汚泥処理に係る経費として役務費の手数料に移した。

②については、認可変更を行い、認可区域が広がったので、新たな認可部分の基本設計を行うもの。

教育民生常任委員会審査

10議案が付託され、審査した結果、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑内容は以下のとおり。

議案第59号

香南市香我美総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

問 本条例において、営利目的の使用料が設定されているが、社会教育法23条1項に

ある。同センターは、営利目的の使用制限に抵触しないのか。

また、営利目的の使用料を一般料金の倍額と設定している



が、市内の他の施設では、入場料等の額により段階的に加算している施設や50%加算となっているところもある。これらの整合性と統一化は。



香我美総合福祉センター

答 伊藤 健康対策課長
市民の健康増進と福祉の向上を図るために同センターを設置しており、設立当初から営利目的でも使用できるようにになっていた。以前、福祉用具の啓発のために展示販売を実施したことがあり、設置目的の範囲での営利利用は差し支えないと考えている。

他の施設の営利目的使用料と

の整合性は図られていないと思うので、今後、関係部署と協議する。

議案第78号〜81号

香南市野市総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ほか3条例

問 使用料の端数が10円、20円となれば、当該使用料の金銭処理等が煩雑化すると思われるが、計算ミスの防止や公金管理の面から、キャッシュレス化への取り組みはあるのか。



小松 生涯学習課長

答 全庁的なことであり、トータルで考える必要があるので、指定管理施設等も含め、協議の場を検討したい。

議案第83号

香南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

問 改正後の条例の規定は平成31年4月1日からの適用となるので、規則の制定を急ぐ必要があると思うが、同日以降に援護資金の貸付の申請はあったのか。

また、保証人を立てた場合は無利子ということだが、保証人の所得要件等は、どの程度か。

西内 福祉事務所長

答 災害救助法の適用となつた災害が対象であり、4

月以降の適用はない。規則も条例改正に合わせて作成しており、次の災害適用時までには新しい利率で施行される状態になる。

近隣市町村においても、母子寡婦福祉資金の貸付利率を参考にしており、保証人の要件に債務弁償能力、所得金額の規定はない。

災害の状況に応じて柔軟に判断できる規則となることが望ましいと考えている。

陳情

請願第16号

「あぐりのさとトイレ改修」について

産業建設常任委員会

委員長 中屋 和彦

要旨

あぐりのさとのトイレは、西川地区の中心にあり、農業者や地元の人が多く利用している。また塩の道ウォークや、西川花公園等のイベント時にも利用者が多く、近年増えてきたサイクルリングの人も多く利用している。

しかし現在のトイレは狭く、和式トイレで障がい者用のトイレもない。不便が生じているため、トイレの改修を切に陳情する。

過程

3月7日に当該の陳情の付託を受け、現地調査を経た後に5月7日に委員会を開催し、陳情者と地元関係者、地域支援課長、農林課長、商工水産課長か

ら、その経緯にあたって活用できる補助事業について説明を受け、質疑を行った。

結果

採択

トイレの規模、あぐりのさと本体の老朽化も考慮し、計画的に改修を行うこと。

また、市は地元の体制を確立し、補助事業を活用してできる範囲で整備を行っていく考えであり、公衆的な要素もあるので陳情内容に賛成できるとの発言があり、委員全会一致で採択となった。



あぐりのさと

陳情第17号

「夜須町横町地区への津波

緊急避難タワー早期建設

について

総務常任委員会

委員長 志磨村 公夫

要旨

マリンホール北及び西の市有地に、想定外の津波に対応可能な津波避難タワーの建設を求め陳情。

過程

平成31年4月17日、本陳情は平成29年8月25日付で、夜須町横町町内会長名で、西内治水議員他2人の紹介議員をもって提出された「請願書」と同じ同地区へ、避難タワーの建設を求めらるものであり、比較すると陳情者に新たに代表者が追加され、2団体の連名と地区住民のアンケート結果等の参考資料並びに署名簿等添付されていた。

先の請願は改選前の議会でも採択となっており、執行部に対しても同じ陳情書が提出されている、当該地域の現状と方針の説明を求めた。

執行部では第6地区西部避難タワー、観音山高台、坪井神社高台の3カ所の指定緊急避難場所と、緊急避難場所となり得る行間、菖蒲谷団地の高台があり十分避難可能な場所と考えており、現時点では横町地区への津波避難タワーの建設は考えていない。

また、夜須地区の2次避難施設の高台移転を考えていて支所機能等を含む防災コミュニティセンターの建設、消防屯所、保育所、幼稚園等を含む検討を進めている。

陳情者の代表が請願書の代表者と変わっているが、現在まで自治会等と協議したのかとの質問に対し、陳情書の中心メンバーに請願の不採択の内容説明と意見交換会を1回実施している。

委員間の協議で次回は陳情者の代表に陳情趣旨を聞くことを決定。

令和元年5月15日、陳情者の代表4人に参考人として委員会に出席してもらい、代表者より「観音山までに液状化になりやすい場所がある、設置された階段が急こう配、坪井神社登り口に重油タンクがある、公民館を

利用する人」について説明があった。

説明後、代表者には退席してもらい委員間で協議し、タワーまでの距離の目安として半径300mや、建設済みのタワーへの道が細く塀が倒れてくるような道があるとの意見が出された。協議した後、執行部へも同じ陳情が上がっているため、検討された結果を聞くことにした。

令和元年6月6日、執行部より陳情内容を検討した結果、夜須町横町地区への津波避難タワーの建設は考えていないと説明があった。

令和元年6月25日、委員の中で趣旨採択の意見もあった。また、夜須地区以外を含む多くの署名の重みを考え、採択してはとの意見もあった。

結果

採択

採決の結果、賛成3、反対2の賛成多数により、採択することに決した。

※7月2日の本会議において、賛成少数にて不採択になった。

(8、9ページ「陳情」欄参照)

発議第1号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

提出者 志磨村 公夫 議員
賛成者 中屋 和彦 議員
賛成者 岡本 司 議員

(要旨)

過疎対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさととの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の

提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それらは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であることから、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

令和元年 香南市議会 7月臨時会

7月臨時会は、7月22日に開催され、専決処分の報告と香南市農業用共同利用施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例など3議案が審議され、いずれも全員賛成または賛成多数により可決された。

主な質疑内容は以下のとおり。



議案第99号

香南市共同利用農機具の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

問 譲渡と廃棄処分の方法は

答 適正に処分していく

野島 農林課長

修理費を要するので廃棄処分と考えていたが、希望があり譲渡するものもある。

議案第100号

香南市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例

問 不適切な会計処理の経過は

その後の調査はどのような形で進んでいるのか。責任の所在を明らかにするためにきちっとした検証が必要ではないか。

答 全容の解明をしっかりとっていく

田内 副市長

生涯学習課の件は、関連の各種団体からの情報提供などを通して全容の解明と対策を講じていく。

答 責任と原因の明確化が重要

清藤 市長

調査するさなかに、また不祥事が起きたことは、非常事態であると判断する。公金に対する意識と管理能力の向上、また、チームとしての連携を念頭に置いて、徹底策に取り組んでいく。

問 調査中の処分について問う

この段階での処分は合理性に欠けるのではないか。1件1審議でなく、なぜまとめて処分なのか。

答 給与の減額には当てはまらない

田内 副市長

弁護士なども協議し、一定認められた段階で適切な処分を行う。

た。市長の給与の減額については1件1審議というのは当てはまらない。

問 市長の取り組み姿勢を問う

思い切った処分であると考えますが、今後の公金や準公金などの取り扱いについて取り組み姿勢は。第三者委員を入れて市民の立場から見て納得するような取り組みを望む。

答 検討していく

田内 副市長

市の職員外の委員を入れていくのがいいか、最もいい形を今後検討していく。

問 議会報告が遅れたのはなぜか

6月に判明していたことは議会議中に報告すべきである。議会議中にも考えられる。公金等の特別委員会の中で、他の会計も調査するよう指摘したが、調査が不十分であったから、こういう事態になったのではないか。議会の提案を真摯に受け止めているのか。職員の処分はどうな

るのか。

答 改善すべきは改善していく

田内 副市長

処分内容については検討中である。もう少し早く十二分な調査をしておればと反省している。全ての問題点を洗い出し、しっかりと改善していく。

問 被害団体に行政は介入するのか

自供があり、金銭も返すというところだが、被害団体とは示談にするべきではないか。2つの団体とは、今後どのように対応していくのか。

答 現在確認中である

入野 教育長

公務に対する信頼を裏切ったことをおわびする。2団体には理事会や総会を開催してもらい、被害の金額やその後の経過を説明した。確認がとれていない部分が残っているが7月末には確定し、8月初旬に各団体に連絡する。

審議した議案

6月定例会の審議結果

- 予算の繰越明許費繰越計算書の報告
- 予算の繰越計算書の報告
- 専決処分報告（1件）
- 専決処分の承認を求めること（11件）
 - （全員賛成＝承認）
 - 人権擁護委員候補者の推薦（3件）
 - （全員賛成＝適任）
- 香南市固定資産評価員の選任
- 野市町横井津波避難タワー建築主体工事請負契約の締結
- 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 香南市津波避難施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 香南市防災会議条例の一部を改正する条例
- ごめん・なはり線のいち駅駅舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- かがみ・よしかわ駅前広場施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- あかおか駅前広場施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 香南市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例
- 香南市赤岡市民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 香南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
- 香南市香我美総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 香南市農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 香南市地産地消推進会議設置条例の一部を改正する条例
- 香南市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 香南市森林環境譲与税基金条例（全員賛成＝可決）
- 香南市環境譲与税基金条例（全員賛成＝可決）
- 香南市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 香南市自然色劇場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 香南市赤岡町絵金蔵の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 香南市赤岡町弁天座の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 香南市公共用財産管理条例の一部を改正する条例
- 香南市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 香南市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
- 香南市農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例
- 香南市公共下水道条例の一部を改正する条例
- 香南市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 香南市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 香南市工業用水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 香南市野市総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 香南市マリンスポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 香南市野市ふれあい広場パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 香南市農林漁業者健康増進運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 香南市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーキング委員会設置条例の一部を改正する条例
- 香南市災害用慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 香南市火災予防条例の一部を改正する条例
- 香南市手数料条例の一部を改正する条例
- 香南市使用料条例の一部を改正する条例
- 香南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 香南市が当事者である訴えについての反訴の和解
- 普通財産の譲渡
- 令和元年度香南市工業用水道事業利益剰余金の目的外使用
- 令和元年度香南市一般会計補正予算（第1号）
- 令和元年度香南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 令和元年度香南市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 令和元年度香南市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 令和元年度香南市水道事業会計補正予算（第1号）
- 令和元年度香南市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 香南市消防本部高規格救急自動車購入業務契約の締結（全員賛成＝可決）
- 令和元年度香南市水道事業会計補正予算（第1号）
- 令和元年度香南市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

《陳情》

- あぐりのさとのトイレ改修（全員賛成＝採択）
- 夜須町横町地区への津波緊急避難タワー早期建設（賛成少数＝不採択）

《発議》

- 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（全員賛成＝可決）

7月臨時会の審議結果

- 専決処分の報告（1件）
- 香南市農業用共同利用施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 香南市共同利用農機具の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（全員賛成＝可決）
- 香南市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例（賛成多数＝可決）

第83回定例会 審議結果（全員賛成以外のもの）

議案	結果	林	志磨村	宮城	眞辺	西内	上田	片山	北本	濱口	樽本	馴田	岡本	中屋	山本	宮崎	土居	斉藤	小泉	山中
陳情第17号 夜須町横町地区への津波緊急避難タワー早期建設について	不採択	×	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○	×	×	○	×	×	×	×	議長
議案第64号 香南市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長

第84回臨時会 審議結果（全員賛成以外のもの）

議案	結果	林	志磨村	宮城	眞辺	西内	上田	片山	北本	濱口	樽本	馴田	岡本	中屋	山本	宮崎	土居	斉藤	小泉	山中
議案第100号 香南市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長

※「○」は賛成。「×」は反対。「議長」は採決に加わらない。

お知らせ

9月定例会の開催予定

- 9月4日（水）
9時30分から市長の諸般報告・議案審議
- 9月11日（水）・12日（木）・13日（金）
9時30分から一般質問
- 9月17日（火）
9時30分から議案質疑・付託（一部議案の審議）・委員会審査
- 9月18日（水）
9時30分から委員会審査
- 9月25日（水）
9時30分から委員長報告・議案審議・採決・閉会



市議会だよりLIVE

市議会だよりは、誌面の都合上、概要を掲載しています。よって、現時点では議案質疑に質問議員名等詳細について記載していません。

市議会だよりの内容について詳しく知りたい場合は、議会事務局において「香南市議会会議録」を閲覧できます。「会議録」には、質問を行った議員及び市当局の答弁のすべての状況が記録されています。

また、香南市議会のホームページに「議事録検索システム」機能がありますので、ご利用ください。

不明な点は、議会事務局までお問い合わせください。
TEL・57-8513

（※会議録は、会議終了後、約3カ月後までに、作成及び掲載しています。）

市政を問う
一般質問
14人が登壇

教育行政



志磨村 公夫議員

問 学校の空調整備

小中学校の空調整備について、現在までの進捗状況。また、全ての教室に整備するのか。

答 全ての教室に整備

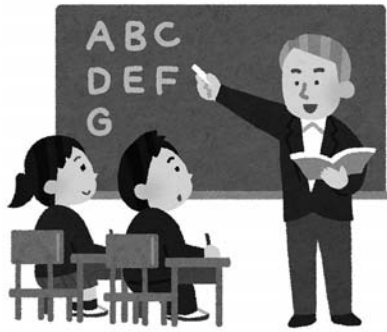
山下 教育次長

進捗状況は、野市東・香我美・赤岡・夜須・吉川各小学校と香我美中学校は整備済み。赤岡・

夜須中学校の工期は6月30日、野市・佐古各小学校の工期は7月19日まで、野市中学校の工期は9月13日までとなっている。全ての小中学校の普通・特別各教室に整備する。

問 外国語授業

小学校で来年度より、新学習指導要領に基づく外国語授業については、どのように進めていくつもりか。



答 一定以上の水準を目指す

入野 教育長

各学校にALIT（外国語の指導助手）を使って英語の取り組みを進めている。小学校の外国語は、学級担任が兼任できるこ

とが一つの目標であり、ALIT教育研究所を中心とした研修を進めている。佐古小学校が外国語の推進指定校となり、各小学校を巡回する形の加配教員も配置され、取り組みにレベルの差がないような形の支援をしている。基本的に3・4年生が外国語活動、5・6年生は外国語教科となっており、全ての教員が外国語に対する抵抗感を下げ、全ての子どもたちに一定以上の水準で教育が提供できる形を目指したい。

問 採用条件は

生活学習支援員の採用について、今雇用している支援員は全て教員免許を持っているか。

答 教員免許取得者が条件

入野 教育長

生活学習支援員と特別支援教育支援員という2種類の支援員を配置しており、その両方とも教員免許を持っている人を採用条件としている。

問 児童虐待発見時の対応は

保育所・幼稚園であきがある子どもを発見した場合、当然虐待防止法の関係で通報しないといけないが、その基準がマニュアル化されているか。

答 通告するようになってきている

西内 福祉事務所長

保育所・幼稚園であきを発見すると、児童相談所に通告するようになっており、特に緊急を要する場合は、児童の安全を確保するため一時保護が検討される。

また、児童相談所の判断で警察に援助を求める場合は、立ち入り調査等の際に警察官の同行を求め、児童の安全を確認して一時保護する流れになっており、児童相談所から警察・福祉事務所に毎月定期的な情報提供がされるようになってきている。

答 小中学校は研修を義務づけ

入野 教育長

小中学校については、年一回虐待についての研修を義務づ

け、全ての小中学校で行われている。保育所・幼稚園では所属長対象の研修会が位置づけられているが、やられていないところもあり、今後、全ての保育所・幼稚園で、職員が全て認識できるように形にしていきたい。

虐待については、本人が言葉で訴えにくいという状況もあり、学校関係の職員が早期に異常を発見する力を持つということと、周りの子どもから情報が入ってくることもあるので、そうした体制づくりも大事である。

また、地域の人からの情報で発見に至ったケースもある。体にあきがある場合は比較的発見しやすいが、ネグレクトの場合は発見が難しく、たかさんの人となりがあって、小さな情報から発見に努めていく必要があると考えている。



障害福祉施策



宮崎 晃行議員

問 放課後等デイサービス、学校との連携は

厚労省のガイドラインでは、事業所と学校との連携が重要視されている。特に送迎時の引き継ぎが重要であると考えるが、学校と事業所との連携状況は。

答 情報交換している

山本 学校教育課長
事業所職員が来校した際、学校での様子等について担任と事業所職員が情報交換をしている。

また、事業所・保護者・学校で、今後の支援方法について協議するなどの連携も行っている。

問 保育所等訪問支援、周知方法は

保育所等訪問支援事業とは、発達障害等の特別な支援ニーズのある児童について、専門的ス

タッフが集団生活の場である保育所、学校、施設などに月1、2回程度訪問し、個別的な支援を行うサービスであり、24年の児童福祉法の改正により新たに創設された事業で、通所支援の課題に対応する未来志向型の事業といわれている。教育現場や保護者への周知方法は。

答 情報誌等で周知

西内 福祉事務所長
本市の障害福祉サービス情報誌ふつくら等に掲載している。

また、児童発達支援センター等の事業所や福祉事務所等から、利用が有効と考えられる場合には保護者に提案している。

本年6月の市内保幼小中各所属長会議にて、この事業の位置づけや概要を説明し、事業の受け入れに対する協力依頼等を行った。今後も継続的な周知を図っていく。

問 ヘルプマークの配布数は

ヘルプマークは、外見から配慮が必要と分かりにくい内部障害や難病の人たちが支援を受けやすくなるようにとの趣旨で作成されている。本市の配布状況は。

答 36個配布

西内 福祉事務所長
本市では昨年の7月から配布を開始し、36個配布している。

問 周知方法は

発達障害の人にとって、人込みや電車が苦手な場合など、ヘルプマークを持つていることにより助けてもらったり、発作等の理由も理解してもらうことが可能となる。今後の周知方法は。

答 各種会合にて周知

西内 福祉事務所長
昨年8月、市の広報誌に掲載したが、広報誌だけでは不十分であるので、今後は各種団体や関係機関が集まる会合の場を利用して、サンプルを提示・回覧するなど周知啓発に努めていく。

問 防災重点ため池

本市の選定数は

昨年の西日本豪雨によって多くのため池が決壊し、小規模なため池でも甚大な被害が生じた。そのため、農林水産省は防災重点ため池の選定の考え方を

見直し、新たな基準が公表された。

新たな基準による再選定で、全国で5万力所以上、防災重点ため池が増えたが、本市は。

答 3力所追加

野島 農林課長
新たな選定条件による見直しの結果、見直し前の6力所から3力所追加され、合計9力所が防災重点ため池に選定された。



市内のため池

問 法律成立の影響は

農業用ため池管理保全法が、本年4月成立した。本市のため池管理への影響は。

答 リスクを把握する

野島 農林課長
市町村は、防災点検等により、ため池のリスクを把握し、必要に応じ、応急対策を図り、

県に報告する。県は、耐震性の調査を実施し、対策が必要とされた場合は、ため池所有者との協議により事業化を目指すこととしている。

本市では黒谷池を県営工事にて施工中で、来年2月に完成の予定であり、完成後は、市及び水利関係者は定期的な防災点検を実施し、適切な管理が必要となる。

交通安全対策

問 購入補助金導入は

安全運転サポート車を高齢者が購入した際に補助金を支給する自治体が増加している。

県警によると65歳以上のドライバーの事故件数のうち、4割はサポート車なら被害を軽減できたとの報告もあり、サポート車の効果は非常に高い。購入補助金導入についての見解は。

答 前向きに検討

岡崎 防災対策課長
サポート車への乗り換えが進めば、高齢者ドライバーの事故の減少や重大事故の回避につながる。

現時点で購入補助制度の導入計画はないが、効果的な対策を研究し、県の動向も注視しながら前向きに検討する。

進む高齢化への対応



斉藤 朋子議員

問 サポートカー購入補助制度の導入は

高齢ドライバーの重大事故が後を絶たない。奈半利町では「乗らざるを得ないならせめて安全な車を」と入庁3年目の男性職員が県警のデータを手に幹部に意義を説いて回り補助金創設にこぎつけたとのこと。安全運転サポート車1台につき3万円の補助とのことだが、本市でも導入しては。

答 前向きに検討

岡嶋 防災対策課長

ペダルの踏み間違いや前方不注意等による高齢ドライバーの交通事故が全国的に発生している。高知県においては自動車の運転は生活上必要不可欠だ。免許返納が進んでいない状況も踏まえ、効果的で実効性のある対策の研究を進め、県の動向も確

問 研修バスの活用は

香南市連合婦人会は、誕生から13年を迎え、本年度、香我美町の「岸本」と「山北」が脱退して10団体が8団体になった。背景に高齢化があり、このままでは、婦人会の活動は縮小するばかりだ。以前使用できていた研修バスの活用が現在できなくなっているが、なんとかならないか。

答 ケースごとに相談を

小松 生涯学習課長

合併当初15000人余りいた会員は30年度、約950人まで減少している。自主防災活動や独居老人への対応など婦人会の担う役割は大事で、今後も婦人会活動をサポートする必要がある。研修バスについては、研修内容等も含め計画を立てる時からケースごとに相談に応ずる。

高齢者の移動外出支援

問 計画した研修会は実施か

3月定例会で住民主体による高齢者の移動・外出支援の研修

認しながら、前向きに検討する。会の内容について質問したが、年度当初計画とおりの研修会を実施するののか。

答 当初の予定どおり実施

宮崎 高齢者介護課長

全国移動サービスネットワークの講師を招き、住民主体の送迎、移動・外出支援の方法について、全国の事例や自家用有償運送等の紹介をしよう。まずは、多くの人に制度や仕組み、必要性を知ってもらう講演会にしたい。

問 今後の取り組み

総合事業を使った高齢者の移動・外出支援への取り組みは大変重要かつ必要だが、多くの課題もあり難しい。今後、どのように取り組んでいくのか。

答 市の支援体制を整備

宮崎 高齢者介護課長

法律や制度による制限や運営面の問題がいくつか考えられ、受け皿となる組織に対して、市の支援体制を整備する必要がある。講演会の開催後、受け皿づくりとして、まちづくり協議会や、地域のボランティア団体などに outgoing、地道に働きかけて

引きこもり対策

問 窓口を一本化しては

全国的な調査で、15歳から39歳までが約54万人、40歳から64歳までが約61万人もの引きこもりの推計値が公表された。不登校は学校教育課、15歳を過ぎて引きこもると生涯学習課、生活困窮等になると福祉事務所と所管が違っている。引きこもりについては、例えば「生活サポートセンターこうなん」を相談窓口として一本化しては。

答 それぞれの窓口で

小松 生涯学習課長

引きこもりの要因は、医療・保健・福祉・教育・労働の分野など多岐にわたっている。それぞれの窓口で対応する。相談された窓口で聞き取り調査や訪問などをした後に専門機関を紹介している。「生活サポートセンターこうなん」では全ての相談に対応しており、引きこも

りの相談実績もある。



生活サポートセンターこうなん

問 現在の活動状況は

香南市社協情報3月号に若者の居場所を開設したとの情報が掲載されたが、活動状況は。

答 夜須福祉センターを利用

西内 福祉事務所長

若者サポートステーションや森田村塾を利用することができない若者に対して、学校や社会へ出ていく準備のための居場所として活動している。週に1回、夜須福祉センターを利用して、食事作りやボランティア活動をしている。今後も社協が継続して支援していく予定である。

国際観光の推進



宮城 正樹議員

問 今後の展望は

本年度、高知新港には客船の寄港が32回予定されている。本市でも産業振興計画の中で国際観光の推進をうたっているが、今後の展望は。

答 受入態勢整備に注力

岡林 商工水産課長

高知新港への客船の寄港は、平成27年度は入港数8回、乗客数約5800人であったのに対し、平成30年度は入港数34回、乗客数約7万1千人と大幅に増加している。

しかし、クルーズ客船の乗客に対する旅行会社主催のオプショナルツアーは9割以上が高知市内での行程であり、本市へ

の誘客が以前より課題となっており、れんげいこうち広域都市圏による新たな取り組みとして、高知県と香南市を結ぶ無料シャトルバス運行事業を行うこととした。

この事業は6月25日に寄港する大型客船の乗客でオプショナルツアーを申し込んでいない人をターゲットにして、絵金蔵から弁天座、手結可動橋からヤ・シイパークまでをコースとした香南の伝統・文化をテーマとしたツアーを実施し、将来的には本市へ誘客するコースを正規のオプショナルツアーに組み込まれることを目指す。

また、外国人観光客の受入体制を強化するため、昨年度から実施している市内の飲食店・観光施設向けの外国人観光客受入研修を今年も引き続き開催し、満足度を高めるための受入体制の充実を図る。

さらに、現在英語版である本市の観光パンフレットを台湾や中国向けに多言語化したものを新たに作成し、高知新港に寄港した外国人観光客や高知市帯屋町アーケードの外国人向け観光案内所へ配布し、本市の情報発

信を行っていく。

以上のような様々な取り組みにより、本市の国際観光の推進をより一層進めていく。

問 自然体験型ツアーは検討できないか

市内の名所、旧跡等を考えているとのことだが、サイクリング、マリンスポーツ等の自然体験型アクティビティを提供するオプショナルツアーは検討できないか。

答 検討していく

岡林 商工水産課長

自然体験型も含めて、産業振興計画観光部会で検討し、一層



客船

の外国人の誘客に努める。

風疹の予防接種

問 対象者数は

平成30年7月以降、関東地方を中心に風疹り患者が増加している。妊娠中の女性がり患すると、新生児が先天性風疹症候群にり患する可能性があり、早急な対応が必要である。

り患者は現在30代から50代の男性が多く、過去に予防接種を受けていないか、もしくは一度しか受けていないことが要因と考えられているが、本市が4月に発送した抗体検査クーポンの対象人数は。

答 今年度対象者は1676人

伊藤 健康対策課長

クーポン券を発送した今年度の対象者は1676人である。風疹の拡大防止を目的に国の一律の施策として、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、今年度から3年間無料で公的な予防接種を

受けることが可能となる。

市内の対象者は、全員で3651人であり、1年目は医療機関の混乱を避けるために、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた40歳から47歳の男性に対して、抗体検査と予防接種のクーポン券を発送している。

問 勧奨を考えているか

予防接種未実施の対象者への勧奨は考えているか。

答 繰り返し実施する

伊藤 健康対策課長

クーポン券の有効期間は今年度末となっている。

抗体検査を実施していない人、抗体検査を受けて、予防接種が必要であるにもかかわらず受けていない人には、広報やホームページで実施を啓発していくほか、今年度末までに個別に実施勧奨の文書を発送する予定である。

また、3年間の無料期間内は、全対象者に繰り返し実施の啓発を行っていく。

子どもたちの命を守るために



上田 瀧雄議員

問 暴漢から子どもたちの命を守る対策

5月28日、川崎市でスクールバスを待っていた小学生らが男に襲撃され、2人が命を落とす、18人が重軽傷を負う事件が発生した。昨年5月には、新潟市において、下校途中の小学生が殺害され、これを契機に、国において「登下校時の子ども安全を守る登下校防犯プラン」が策定された。本市におけるこの防犯プランとその実践は。

答 地域との連携強化等

山本 学校教育課長

国の「登下校時防犯プラン」では、地域における連携の強化、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、不審者情報の共有及び迅速な対応、多様な担

い手による見守りの活性化、子どもの避難回避に関する対策の促進などが挙げられている。

本市では、地域学校協働本部等を中心に、各校区にある関係機関や地域住民に見守りをお願いするなどして、学校と地域が見守りの連携を図っている。不審者情報を迅速に学校に知らせ、子どもたちに注意喚起を図るなど、危険回避対策にいかしている。

問 暴漢に対峙する訓練は

川崎市で起こったような事件はいつ、どこで起こってもおかしくない現代社会。刃物を持った暴漢が襲ってきたとき、警察官が到着するまでの約15分間、先生は子どもたちを守るために危険を乗り越えて戦うことになる。そこで有効なのが刺股だ。各学校に配備されている刺股の状況とその訓練は。

答 刺股の配備は

山本 学校教育課長

不審者が敷地内に入ってきた際の対応は、まずは相手に声をかけし、不審者だと分かれば大声を出し、校内放送で危険を知ら

せ、子どもたちを危険から遠ざける。警察官が到着するまでの間は教職員が自らの命、身体の安全を守りながら複数で暴漢の移動を遮るようにする。このときを使う刺股を配備している学校は9校で、配備がなかった2校には、今後配備する。

不審者対応の訓練や研修は、本年度は3校が計画しており、刺股の使い方など、南国警察署員を講師に招き、訓練や研修を行う予定である。



問 ヘルメット購入に補助金を

昨年10月県において、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定された。中学生以下の児童が、自転車利用時に事故でけがしないようヘルメット着用を推進する必要があるが、ヘルメット購入費の補助制度はあるか。

答 通学用のヘルメット購入補助はある

山本 学校教育課長

平成20年6月1日に道路交通法の改正により、幼児及び13歳未満の児童にヘルメットの着用が努力義務として規定された。ヘルメット購入費の補助制度については、通学に自転車を使っている夜須・香我美・野市東小学校と、4校の中学校は、通学用ヘルメットを購入する際、学校が一括して購入した後、半額を保護者負担としている。

通学用以外のヘルメットの購入については、補助制度はなく、現時点での補助制度は厳しいと考える。ただ周辺の市町村で動きがある際には、本市でも検討したい。

問 税の消滅時効の有無

納税は国民の義務だから、どんなに生活が苦しくても税金は納めなければならない。とは言っても、国保税、市民税、固定資産税など数多くの税金が私たちの生活に重くのしかかっているのも現実である。それ故、税の徴収は公正でなければならぬ。一方で、税の未納で5年間の消滅時効が完成するケース

もあると聞くがどうか。

答 過去5年間で1300万円超

安岡 税務収納課長

税金が未納のまま5年間の期間が経過し、地方自治法第236条第1項による消滅時効で債権が消滅した金額は、過去5年間合計で322件、金額にして1389万3441円である。

問 時効中断手続きの失念は

督促状の発送により時効が中断するが、その手続きを取らずに消滅時効にかかっていないか。

答 それはない

安岡 税務収納課長

不能欠損の消滅時効の原因はケースごとに違うが、一例として転出して連絡がとれない場合や、滞納者の死亡後、相続人が複数存在することで話し合いがつかない場合、さらには債務承認を書いてもらえない場合などがある。
様々な手は尽くしたが、結果として時効を迎えてしまったものである。

子どもの安全対策



林 道夫議員

問 けが発生の状況や傾向の分析は

日本スポーツ振興センター（JSSC）には毎年100万件を超える事故申請があり、約1割が死亡等の大事故となっている。危機管理のためには、保健室レベルのけがも、発生の状況や傾向を分析し、今後にかかしていくことが重要と思う。

休憩時間や授業中の事故発生状況と傾向は。

答 記録を残し管理していく

山本 学校教育課長

保健室の利用記録を残している小学校7校の30年度事故発生状況は5275件で、休憩時間中が2890件（55%）、授業中が2225件（42%）だった。

転倒時に手を突かない、何でもない所で転び、以前は捻挫や突き指で済んでいたけがも亀裂骨折となり、近年子どもたちの体幹やバランス感覚、骨の弱さを感じられる。
記録を残すことも事故防止のために大切であり、今後は学校に呼びかけ、教育委員会でもしっかりと管理していく。

問 遊具や体育設備の点検は

JSSCのデータでは、重大事故は校庭遊具や体育設備等に関わるものが多いが、それらの点検の実施状況は。

答 毎月教職員が目視で

山本 学校教育課長

運動設備や遊具は、1カ月に1回教職員の目視で、1年に1回は専門業者による点検を実施している。

昨年度対応件数は17カ所ので、4カ所が撤去や新設を検討し、他は修繕や取り換えを行った。

問 AED講習の実施状況は

学校の死亡事故で一番多いのが心臓病であり、AEDの1秒でも早い使用が求められる。教職員及び児童生徒のAED講習の実施状況は。

答 児童・生徒も281人が受講

山本 学校教育課長

応急処置や生徒への対応、消防署への緊急連絡等の救急体制マニュアルをつくり、全教職員が適切な対応が取れるよう、養護教諭が中心になり毎年度始めに危機管理研修を行っている。AEDの訓練も救命救急講習の中で全職員が実施している。

児童・生徒のAED講習受講は、30年度281人で、普通救命講習も8人が受講した。



問 睡眠時の呼吸確認は何歳までか

保育所における死亡事故の7割が3歳児以下で、そのほとんどが睡眠時の突然死となっている。

本市の睡眠中の呼吸確認の状況は。また、何歳児までか。

自治体によっては呼吸チェックアラーム等を補助的に使用しているところもあるが、保育所からの要望はあるか。

答 1歳児まではチェックシートで確認

前川 こども課長

1歳児までは仰向けに寝かせ常時保育士が見守り、寝ついた時間、姿勢、呼吸の有無、顔色など乳児の睡眠チェックシートを用いて事故防止に努めている。2、3歳児はチェックシートでの確認はしていない。

また、呼吸アラームについては、今後、保育者に要望を確認したい。

問 事故情報の共有は「どこなん」等にもされるのか

子どもの事故はファミリーサポートセンターや総合子育て支

援センター等でも起こりうるが、事故対応の情報等はどのような施設にも共有されるのか。

答 必要に応じてヒヤリハットの共有化も

前川 こども課長

国・県からの事故防止に係る通知や事務連絡等は認定子ども園、小規模保育施設、ファミリーサポートセンターに送信しており、開所する総合子育て支援センターにも情報を共有していく。

各保育所等から提出された事故やヒヤリハットの報告で、特に教訓とすべき事例については、個人情報等を考慮した上で、所長・園長会等で情報共有を図っており、今後は、必要に応じて関係機関へも情報の共有化を図っていく。

防災施策



北本 洋介議員

問 ドローンの活用状況

ドローンの操縦技能認定証受講者の活動状況並びに機体の管理状況は。

答 6人全員技能認定合格

山崎 消防長

国土交通省が認定している団体による技能認定講習に6人全員合格し、先月の建物火災の調査においても、被害状況調査に活用している。また、管理は運用要綱に基づき、点検整備記録表に記載し、迅速に対応できる体制である。

問 命山建設の考えは

津波浸水深や安全が見込まれる形状等を検討した結果、緊急

避難場所として安全確保が可能な「命山」を建設する考えは。

答 避難タワーとの整合性を含め引き続き検討

岡崎 防災対策課長

本市において、命を守る対策を喫緊の課題として津波避難タワーの建設と高台への避難道を進めており、現在計画中の避難タワーとの整合性を含め引き続き検討していきたい。

問 田内 副市長

緊急避難場所として命山の効果はあると思うが、整備にあたって、公共残土の活用もいいが、物部川の浚渫は、土手の補強を第一に考えている。



問 沿岸地域の堤防強化

本市の海岸線を直轄海岸線並みの整備事業化の計画は。

答 海岸堤防の強化について国・県に要望書提出

清藤 市長

市内には約11kmの海岸線があり、そのうち市が管理する吉川漁港海岸と住吉漁港海岸の延長は約2・7kmである。平成23年度より国や県に「海岸堤防の地震・津波対策」について要望書を提出し、実施に向けて強く要望している。昨年度の耐震調査で、吉川漁港海岸の一部で耐震性が不足しているという結果が出たため、堤防耐震化に向けて予算の概算要求を国へ行った。

学校教育

問 城山高校にデザインを依頼できないか

平成30年10月に「グラフィックデザイン部門」で入選を果たし、地域に根ざす学校の取り組みが光っている。本市の看板の制作を依頼できないか。

答 城山高校とも一層連携したい

入野 教育長

城山高校でも特色ある取り組みを行っており、デザイン部の生徒が作成した作品はレベルが

高く、教育作品の枠を超えるようなものがある。団体や市の各課などにも情報提供できるように城山高校と連携したいと考えている。

指定管理

問 天然色市場の運営再開は

天然色市場は平成12年7月から旧吉川村の地域住民や団体で組織した「吉川村観光物産振興協議会」が運営を行ってきたが、現在、生産者の高齢化、土・日のみの営業、他直販所へ販売する会員などにより収益が少なくなり、現在は閉鎖している。

今後、再開の考えは。



答 直販所の再開に向けて進めたい

岡林 商工水産課長

平成12年7月から運営を開始

産業振興

問 内水面水産業の参加協力

産業振興計画の分野別水産業部会へ、内水面漁業関係者の参加協力は得られたか。

答 委員の委嘱は承諾を得られなかった

岡林 商工水産課長

新たに内水面漁業の振興策の掘り起こしを図ることを計画書に追加し、水産業部会の委員に委嘱を当たったが、承諾は得られなかった。商工水産課の職員が定期的に訪問し、内水面漁業に対する振興策に取り組みたい。

市の平和行政



樽本 富佐子議員

問 非核平和都市宣言の町としての取り組み

2006年に議会は宣言している。市としても宣言すべきではないかとの4年前の議会での質問に対して、「検討していく」と答弁しているが、その後の経過と取り組みは。

答 宣言自治体と認識されている

清藤 市長
平和市長会議に加盟している。日本非核宣言自治体協議会では、すでに本市は宣言自治体として認識されている。

答 平和行政を進めていく

北村 総務課長
広報8月号で戦争特集、戦没者追悼式での平和作文の朗読、八重瀬町との交流、学校での平

和学習、ホームページの活用等、各課と連携して取り組んでいく。

問 新庁舎に平和に関するコーナーは

戦争体験を語り継いでいくことが困難になっている今、「戦争の生き証人」といわれる戦争遺跡を市として管理・保存し、市民に紹介していくことが重要である。公立の平和資料館が望まれるが、新庁舎の中にそれに代わるような場所は設けられないか。

答 展示コーナーは考えていない

田中 人権課長
2階の情報コーナーや各階のエレベーターホールの掲示板などの活用が可能。

問 冊子「香南市の戦争遺産」の活用状況は

現地調査や聞き取り、広報誌からの抜粋など優れた内容の冊子ができている。どのように市民に広げていくのか。

答 積極的に活用していく

小松 生涯学習課長
各図書館や学校、公民館などに配布している。編集員が講師

地区懇談会

となつて講座も行っている。

問 参加状況と意見は

旧町村別の開催は2年目だが、11人の参加数をどう考えるか。地区ごとの参加状況と出された要望事項は。

答 参加数は減っている

岩田 地域支援課長
インターネットやスマートフォンなどで必要な情報が得られることも、参加が少ない要因だと考える。ふらつと座談会にも取り組んでいく。

問 転入者や若い世代の参加を促す手立ては

一人でも参加できる市主催の懇談会の充実が基本だと考える。より多くの意見が反映される場となるような手立ては。子ども連れで参加できるように託児は考えていないか。

答 機会づくりに取り組んでいく

岩田 地域支援課長
地区懇談会以外にテーマに

沿った車座座談会を行い、行政とフラットな関係性を築く場となっている。さらに対象を拡大していきたい。託児については各課と協議していく。

教育条件整備

問 教育行政方針を問う

答 豊かな人生を保証していく

入野 教育長
全ての子どもに将来につながる発展的な学力をつけていく。安心安全な教育環境を整え、ハード面はもちろん、人間環境づくりはさらに大切である。子どもと教職員が向き合う時間の確保などにより、新たな不登校児童生徒を生まないようにする。教育文化意識の高い市を目指す。各課が連携・協力して、子どもにとって将来を保証できる教育を推進していく。

問 教職員の勤務実態と改善策は

昨年度のスクールサポートスタッフ配置校の調査では、本市は小中学校とも勤務時間が長く、過労死ラインを超えている

教職員も少なくない。先生が子どもたちと触れ合う時間が保証される学校教育を望む。改善策は。

答 働き方改革に取り組んでいる

山本 学校教育課長
時間外勤務が月45時間以下には至っていない。会議時間の短縮、授業の精選などを行い、業務改善を進めていく。

問 教材費などの保護者負担の現状は

憲法には義務教育の無償がうたわれている。経済的な心配なく学び、子育てできる社会を実現させたい。文科省が実施した子ども学習費調査では、学校徴収金は小学校で約10万円、中学校では約18万円である。学校以外の費用はさらに多く、教育格差が広がっている。学校で一律に徴収するものはもつと抑えられないか。公費で負担できるものはないか。

答 市で負担できるものはない

山本 学校教育課長
教育効果を下げず、家庭の負担を減らすよう工夫していく。

子どもへの体験学習、文化・伝統の継承



片山 透議員

問 体験学習等のデータベースの作成方法等

本件については、昨年度の6月定例会及び9月定例会において質問を行ったところ、教育委員会をはじめ、各学校、各活動における支援者の皆様のご尽力とご協力により、本年3月末現在における「総合的な学習、出前授業、職場体験活動の依頼先一覧」が作成された。その作成方法等は、



答 全ての学校から依頼先名簿を収集

山本 学校教育課長
全ての学校から総合的な学習の依頼先名簿、職場体験活動の依頼先名簿を提出してもらい、さらに出前授業の依頼先名簿を加えたものを一覧表にまとめた。

公共施設、報道関係、病院、各種店舗や量販店、個人講師など、現在103の依頼先が登録されており、個人の情報については、了解を得られたものだけを掲載している。

問 依頼先一覧の拡充等

掲載された依頼先以外に、子どもたちに知ってもらいたい香南市内の素晴らしいものづくりや文化伝統などが多くある。今後、この依頼先一覧の掲載数の増や、内容の拡充に関する考えは。

答 更新・拡充を図る

山本 学校教育課長
更新については、一定の期間で図り、また、拡充については、常時新たな依頼先を掲載してい

きたい。

新たなデータを掲載するため、様々な方面に掲載を依頼し、情報を収集していきたい。

児童虐待への対応・連携体制

問 要保護児童対策地域協議会(要対協)の構成

児童福祉法の規定により、地方公共団体に置くことができることとされている要保護児童対策地域協議会(要対協)について、本市における構成機関・団体、連携体制の状況を問う。

答 多くの関係機関で構成

西内 福祉事務所長
構成機関・団体等については、高知地方法務局香美支局、高知県中央児童相談所、高知県中央東福祉保健所、心の教育センター、女性相談支援センター、高知県立城山高等学校、南国警察署、香美郡医師会、香南市社会福祉協議会、児童養護施設愛童園、高知弁護士会、児童家庭支援センター高知みその、香南保護区保護司会、香南市民生委員児童委員協議会連合会、香美

人権擁護委員協議会、市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、市の関係課である健康対策課、人権課、教育委員会の学校教育課・こども課・生涯学習課、教育支援センター、補導センターなどであり、要保護児童等の適切な保護または支援を図るため、多くの関係機関で構成している。



香南市教育委員会が入っている大峰の里

問 実務者会議とは

要保護児童対策地域協議会(要対協)における実務者会議の役割等は。

答 全てのケースの進行管理を行う

西内 福祉事務所長
実務者会議は、構成機関の実務担当者が出席して、年3回実施している。

要対協で登録している妊婦、児童の全てのケースについて、定期的に状況・課題・支援を確認し、支援方針の見直しを行い、組織的に進行管理を行っている。

問 個別ケース検討会議とは

要保護児童対策地域協議会(要対協)における個別ケース検討会議の役割等は。

答 個々のケースに応じて随時開催

西内 福祉事務所長
個別ケース検討会議は、個別ケースの関係機関が参加し、情報や課題の共有、関係機関の役割分担や支援方針の検討及び見直し等について協議しており、個々のケースの状況に応じて随時開催している。

昨年度の開催件数は、児童45件、妊婦12件となっている。

指定管理制度



西内 治水議員

問 指定管理団体の数は

町別に指定管理制度に参加団体はいくつか。
また、管理料はいくらか。

答 16施設、14団体

村山 住宅管財課長

30年度は野市5、香我美2、夜須4、赤岡3、吉川2、サイクリングターミナル以外は公募の要らない指定管理者である。また、管理料は平成30年度で6776万2千円。

問 過去に取り消しになった団体は

吉川町第二直販所・加工施設は、平成30年3月31日付で取り消しとなっているが、過去に取

り消しになった団体はあるか。

答 経営不振による取り消しはない

村山 住宅管財課長

集落活動センター2施設・担い手研修室2施設は、町内会に譲渡し、27年3月議会で取り消しを議決している。

問 評価委員会及び選定委員会の責任は重大

僅か1年で取り消し・解散の吉川町第二直販所・加工施設は条例で、前年度における管理運営及び事業実施評価を選定委員会に具申したか。

答 事業効果が期待される団体と認めた

村山 住宅管財課長

吉川町第二直販所・加工施設は、漁業・農業者の所得向上、活性化を図り、市のイベントに協力するなど取り組み、事業効果が期待される公共的団体と認め選定に至った。

問 指定は疑問

前回3年間（平成26年から28

年）、累積マイナス約438万5千円、29年再指定約200万7千円のマイナス、4年間合計約639万2千円のマイナスである。人件費も売り上げの35%強であり、再指定の場合、経費削減等再建計画が必要。条例では業務報告の徴収など、公の施設の管理適正を期するため、定期的管理の業務及び経理の状況を定期的、また、必要に応じて臨時に報告を求め、実施調査をする。実施はしたのか。

答 十二分でなかったと反省している

田内 副市長

市として監査・監督・指導は責務であるが、公募によらない場合は、あらかじめ協議を行い、事業計画を作成することになっている。結果的にこのようになったことは団体の育成・支援が十二分でなかった。

問 臨時的報告を求めたか

条例上、経営数字がおかしかったら臨時的に報告を求める。まったく行っていないのではないか。

答 不十分であった

田内 副市長

定期的を実施していた。条例では臨時的に行うこともできるが、行っていない。不十分であったと反省している。

問 早期の再開を

近隣の住民は新鮮な海産物購入の場として、また、地域の関係者も早期の再開を願っている。

答 30年に3団体が応募

岡林 商工水産課長

選定委員会で審査の結果、候補者の選定に至らなかった。重要な施設であるので、条例で分離も含め協議を行い、準備が整い次第、公募を行う。



住民自治



馴田 文雄議員

問 住民自治の確立とは

市長は就任以来、「住民自治の確立」を重点施策の筆頭に掲げてきた。その趣旨は。

答 二つの意味ある

☎ 清藤 市長

第一は、自分たちのまちは自分たちでつくるということ。市民が主人公として市政発展のために取り組む意識を持つための環境づくりが重要。

二つ目は政策決定への多くの市民の参加。市役所の中だけでではなく、市全体で考えていく。自分の住む地域を住みよい、住んでよかった、住んでみたい「感幸地」とするために住民が取り組んでいくことが理想。

問 現状は

「住民自治の確立」に向けて取

り組んできた中で、現状と課題の認識は。

答 住民参画が増えてきた

☎ 岩田 地域支援課長

地区懇談会への参加や様々な計画づくりの過程等への住民参加で市民の意見や提案が反映されることが少しずつ増えてきた。

一方で「自分たちは要望や意見は持つが、行動するのは行政」という傾向もまだある。また、人口減少や高齢化、町内会加入者が増えないことなど、地域ごとの様々な事情で、活動に地域差が生じている。

問 負担への配慮を

一部の人に負担がかかっているのではないかをという指摘も聞く。過度な負担にならないように配慮すべきでは。

答 サポート役として取り組む

☎ 岩田 地域支援課長

たしかに自治組織の会長等への負担が大きくなっている現状もある。負担を強いるのではなく、地域の課題やビジョンを共有し、一緒に考えながら信頼関係を結んで取り組んでいきたい。

問 転入者への案内は

町内会組織率が低下する中で、市外からの転入者に対して市がいかに町内会を紹介するかということも課題ではないか。

答 案内文を配布

☎ 岩田 地域支援課長

市民保険課窓口で転入手続きの際に加入を促す「まちづくりへの第一歩」と題した案内文を配布し、希望があれば地域支援課職員が直接説明している。

動物愛護

問 メス猫不妊助成

県のメス猫不妊手術費補助制度の本市での利用状況と、本年度から始めた市の制度の概要は。

答 制度利用が増えていく

☎ 寺内 環境対策課長

県の手術費補助制度は飼い猫6千円、野良猫1万円。年々市内の利用者が増え、2018年度は18匹となっている。市の制度は県の制度に飼い猫3千円、野良猫5千円の上乗せ。

問 オス猫の手術補助は

県内ではオス猫の去勢手術に補助をしている自治体もある。本市でも検討しては。

答 不妊手術で抑制可能

☎ 寺内 環境対策課長

メス猫の不妊手術で個体数の抑制にはつながると考えているが、オス猫の去勢手術費用の補助については他の自治体の状況を注視しながら検討していく。

問 地域猫活動は

高知市では地域の合意を前提に、行政も関わり地域猫活動が始まっている。本市でも検討を。

答 検討する

☎ 寺内 環境対策課長

他の市町村の状況を把握しつつ、取り組みが可能か否か、検討していきたい。

問 災害時ペット対策は

環境省は災害時のペット同行避難を呼びかけているが、本市の体制や飼い主の心得は。

答 ペットスペース確保

☎ 寺内 環境対策課長

受け入れ時の名簿作成、ペッ

トスペースの確保と飼育者による清掃などを避難所運営マニュアルに記載することとしている。

飼い主は日ごろから基本的なしつけや健康管理、リードやケージ、ペットシート、ペットフードなど避難用品の備蓄、準備をして、ペットをさまざまな環境に慣らしていくことも重要。

除草剤

問 使用減らしつつくべきでは

一部の除草剤で使用されているグリホサートは発がん性の疑いの指摘もある。本市の公共施設での使用は避けるべきでは。また、除草剤そのものの使用に抵抗感を持つ市民もいる。防草シート等を活用し、除草剤の使用を減らしていくべきでは。

答 舗装なども検討

☎ 山本 建設課長

農薬取締法の農薬登録制度で安全性の確認された特定農薬を使い、安全使用基準を厳守した使用を今後も心がけていく。ずっと除草剤で対応するのも望ましくはないので、舗装が可能な箇所は舗装もしていきたい。

教育行政



中屋 和彦議員

問 不審者情報交換

この6月に南国市・香美市より不審者情報があるが、本市においての他市との情報交換や不審者に対する対応は。

答 年に3回程程度の会議

小松 生涯学習課長

本市の方で情報を提供し発信している。また、保幼小中にはフアックスにて連絡をしている。

あわせて、市のメールサービスの登録者にも情報を発信している。

問 大型連休の保幼のあり方

10連休は非常に長いもので、

職種もさまざまな休みのとり方があるが、3日間の開園が満足できるものだったのか。

もう少し開ければ保護者にとってもっと充実したのではないか。

答 実施期間を検討する

前川 ことば課長

特別一時預かり保育は、国から示された10連休の保育等に係る具体的な考え方に基つき、4月30日から5月2日までの期間に実施したが、今後このような連休があった場合、保護者のニーズや国から示される内容に基つき考えていく。

問 各校連携体制

SNSの問題発生時の本市各学校の指導や連携についてだが、SNSに対しては被害者になったり加害者になったりする可能性がある。今後の指導、これからの連携は。

答 未然防止の指導に力を入れる

山本 学校教育課長

授業では携帯電話、スマートフォン正しい使い方を理解させるとともに、SNSの危険性やトラブルに巻き込まれないための防止方法についても指導している。トラブルが発生した場合、学校は実態を把握し、モラルから外れた行為について指導し、その際、保護者も交えて行うようにしている。SNSのトラブルは今後も増えることが予想されるので、学校教育課は児童生徒がトラブルに巻き込まれない未然防止の指導に力を入れていく。



交通行政

問 補助金の検討を

サポートカーの今後購入時に、新車・中古車問わずに補助金を。

答 検討していく

岡崎 防災対策課長

県における交通事情も勘案し、国や県の動向も注視し、効果的で実効性のある対策について研究を進め、前向きに検討する。

市行政

問 入札について

入札が終わった後の設計変更、追加金があるが、これは本市の発注ミスなのか、業者の設計ミスなのか。

答 設計変更可能な要件に該当する

村山 住宅管財課長

調査の結果において事実が確認された場合、必要があると認

められるときは設計図書訂正または変更を行わなければならないとされており、設計図書の訂正または変更が行われた場合において、発注者は必要であると認められるときは、工期もしくは請負代金額を変更し、または発注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならぬとなっている。

また、本市の設計変更に関する事務取扱要領の基本原則として、工事の発注に当たっては、事前の計画及び調査を慎重に行い、工期中みだりに設計変更の必要を生じないように措置するべきである。しかしながら、工事にはその性格上、不確定な条件を得ない場合がある。このような原因により設計変更を行うものについては、契約の同一を失われぬ限りにおいて、建設工事請負契約書の規定に基づき、一部を変更することができる。このことから、設計変更のできる要件に該当し、必要があると認められれば、設計変更は可能だと考えている。

放課後児童クラブ 防災対策



土居 りえ議員

問 防災マニュアルは作成されているか

国が定めることが望ましいとされている防災対策マニュアルの作成について本市独自の放課後児童クラブの防災マニュアルが作成されているのか。

答 独自の危機管理マニュアルを作成中

前川 ことも課長

各放課後児童クラブには、地震、火災、不審者などの避難行動マニュアルを備えているが、非常時災害の発生に備えて、より具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的な訓練を実施して不測の事態に備える必要がある。そこで、各小学校で作成している学校危機管理マニュアルを参考に、各放課後児童クラ

独自の危機管理マニュアルを作成している。

学校管理下での 安全対策

問 児童の乗車確認は

スクールバスを利用登録している児童の乗車確認が適切に行われていなかったことを受け、どのように改善されたのか。

答 名簿を手に チェック

山本 学校教育課長

学校はその対策として、バスを利用する児童に再度指導の徹底を図るとともに、教員にもバスの時刻に遅れないよう、教室から送り出すよう再確認を行うようにした。また、ことし配置された統合加配支援員を乗車場所に配置し、便ごとに児童の乗車状況をチェックするようになった。

問 スクールバス 表示は

周りのドライバーがスクールバスであると認識し安全運転の意識を持ってもらう意味でも効果的なのではないかと考える。

答 関係各課と協議し 検討

山本 学校教育課長

スクールバスとして使っている車両は通学以外にも利用しているため、表示の仕方を工夫する必要がある。表示をつけるかどうか、また、つけるとなった場合の表示方法については、関係各課とも協議し、検討していきたい。

乳幼児健診

問 スポットビジョンス クリーナーの導入は

3歳児健診において、弱視の早期発見に効果的な、スポットビジョンスクリーナーの導入の考えは。



スポットビジョンスクリーナー

答 早い段階で導入

伊藤 健康対策課長

昨年度、スポットビジョンスクリーナーについての研修を受講し、実施に向けての検討を進めている。

近隣市では南国市が実施しており、現状や課題を確認した後、本市で健診の流れや検査場所の確保、実施後の精密検査へつなぐ基準値の確立などを協議し、今年度、早い段階で導入したいと考えている。

教育支援

問 本市の不登校 支援は

昨年、香我美中学校区で取り組んだ研究事業の成果や今後の取り組みは。

答 新規不登校数の 抑制

山本 学校教育課長

平成28年度不登校数が30年度には約50%の減少。28年度の不登校新規数が、30年度は約80%の減少。不登校全体の数が半分に減少したのは新規数が激減し

たことが大きいと考える。

新規不登校数の抑制に向け取り組みことは、不登校問題解決のためには現実的な取り組みであると思われる。本年度、本市は香我美中学校区の実践を全ての小中学校に広め、魅力ある学校づくりに取り組むことで不登校問題の解決に向けて取り組んでいく。

問 卒業後の 支援体制は

本市では小中学校の通学中は、学校や教育委員会を通して不登校児童への支援体制はあるが、中学校を卒業した子どもへの支援体制はあるか。

答 中高連絡会で 情報共有

山本 学校教育課長

進学した子どもについては、年一回の中高連絡会で情報共有を行っている。現時点では、就労した子どもについて追跡調査を行い、今現在どういう状況なのかというところまでを把握することは、難しい面がある。

聴覚障がい者への 防災支援



濱口 涼子議員

今回の一般質問は昨年の9月議会でも質問した内容の経過を再度質問した。

問 防災無線の各戸配置は。

答 支援対象者を確認し進める
岡崎 防災対策課長

現在情報管理システムによる伝達手段を計画しており、技術的には可能。伝達する情報は、J-ALERTからの国民保護情報や気象警報、市からの避難勧告等であることから、今後は着信が確実な周知方法や文字を表示する機器導入の検討と合わせて支援の対象となる人の確認、さらに受信環境等の確認を進めていく。

問 支援者のニーズを調査しスピード感を持って進めるべきではないか。

答 課内で検討中
岡崎 防災対策課長

ニーズ調査はしていないが、今後は現在使用している同報系防災行政無線の個別受信機での対応が可能と考えており、個人負担も含めて課内で検討中。

聴覚障がい者への 窓口対応

問 その後の進捗状況は。

答 様々な方法を検討する
北村 総務課長

県内市町村では現在、高知市と南国市が手話通訳者を配置しているが本市は通訳者を置いていない。配置については手話通訳者を配置した場合の業務量や勤務形態を検討している。平成29年度からは遠隔操作通訳サービスやICTを活用した支援アプリも開発され支援の選択肢も広がっているため今後も様々な方法を検討する。

問 緊急時、新庁舎の窓口付近に災害等の発生を知らせる電光掲示板の設置、各個室トイレに視覚で伝えるパトライトの設置提案のその後は。

答 防災訓練で職員に徹底させる
村山 住宅管財課長

法律上、音による自動火災報知設備は一般的な基準が定められているが、音以外の方法による報知方法は基準が定められていない。パトライト等で周知しても本人が認識されない場合もあり、毎年実施の消防訓練の中で職員が安全に避難誘導をすることが重要である。また、費用面での検討も必要である。

空き店舗対策 事業補助金

問 本年度の本市の空き店舗への対策・補助金は。

答 商工会と連携して進める
岡林 商工水産課長

平成28年度より香南市空き店舗対策事業補助金を開始したが昨年度に1件の実績であったため、今年度は補助金を使える地域を市内全域に広げ少しでも多くの人に使用してもらえようとした。また、香南市商工会とも連携し、商工会が開設している空き店舗マッチングを充実させることにより、空き店舗の情報発信を進めていく。

問 空き店舗対策補助金でチャレンジショップも可能か。

答 一定の条件をクリアできれば可能
岡林 商工水産課長

移住者を含めた新たな事業者を育成し商店街の活性化を図れるよい取り組みであると考えられる。チャレンジショップを運営する場合に家賃・光熱費等が行政の負担になり経費がかかることや最も重要な経営指導等のアドバイスをする体制づくりも必要なことから、今後も商工会と連携して検討をする。

市営バスの 両替機能

問 市バス内で両替ができないことについて。

答 サービスの向上に努める
岩田 地域支援課長

車内に両替機能がないことは承知している。今後、関係機関と協議をしてサービスの向上に努める。また、市バス利用者への両替機能がないことの情報周知が不十分であったので各バス停に提示し周知している。

問 市バス利用者へのアンケート等は行っているか。

答 ヒアリングを行っている
岩田 地域支援課長

バスに設置してあるアンケート調査、また乗降調査として調査員を2日間各路線に乗車させてバス内でヒアリングを行っている。その他高齢者クラブ・中山間地域の公共交通機関が少ない地域に向いて調査を行っている。

議員表彰

地方自治の発展と市政の振興に貢献した市議会議員の長年の功績を称え、四国市議会議長会から次の議員が表彰されました。

● 第81回
【特別表彰】
勤続16年以上
眞辺 慶一 議員



林 道夫 議員



各委員会の開催状況

【4月】

11日

こうなん市議会だより編集委員会
(正副委員長の互選・市議会だより「No.51」の編集等)

17日

総務常任委員会

(陳情第17号 夜須町横町地区への津波緊急避難タワー早期建設等)

【5月】

8日

こうなん市議会だより編集委員会

(市議会だより「No.51」の編集等)

9日

産業建設常任委員会

(陳情第16号 あぐりのさとのトイレ改修等)

15日

総務常任委員会

(陳情第17号 夜須町横町地区への津波緊急避難タワー早期建設等)

20日

こうなん市議会だより編集委員会

(市議会だより「No.51」の編集等)

24日

工業用水対策特別委員会

(香南工業用水道事業・環境整備事業等の進捗状況・地下水涵養・事前事後対策・香南工業用水道の運転状況の報告等)

【6月】

3日

議会運営委員会

(第83回香南市議会定例会の会期及び会議の予定・意見書の取り扱い・陳情書の取り扱い等)

6日

総務常任委員会

(平成30年度債権管理条例に基づく債権放棄及び南国・香南・

香美租税債権管理機構の徴収実績、租税等の収納状況等)

24日

議会運営委員会

(第83回香南市議会定例会の追加提案等)

25日

総務常任委員会

(第83回定例会付託議案審査11件・陳情第17号 夜須町横町地区への津波緊急避難タワー早期建設等)

26日

産業建設常任委員会

(第83回定例会付託議案審査24件・請願第9号 吉川小学校周辺市道の一部拡幅等)

教育民生常任委員会

(第83回定例会付託議案審査10件等)



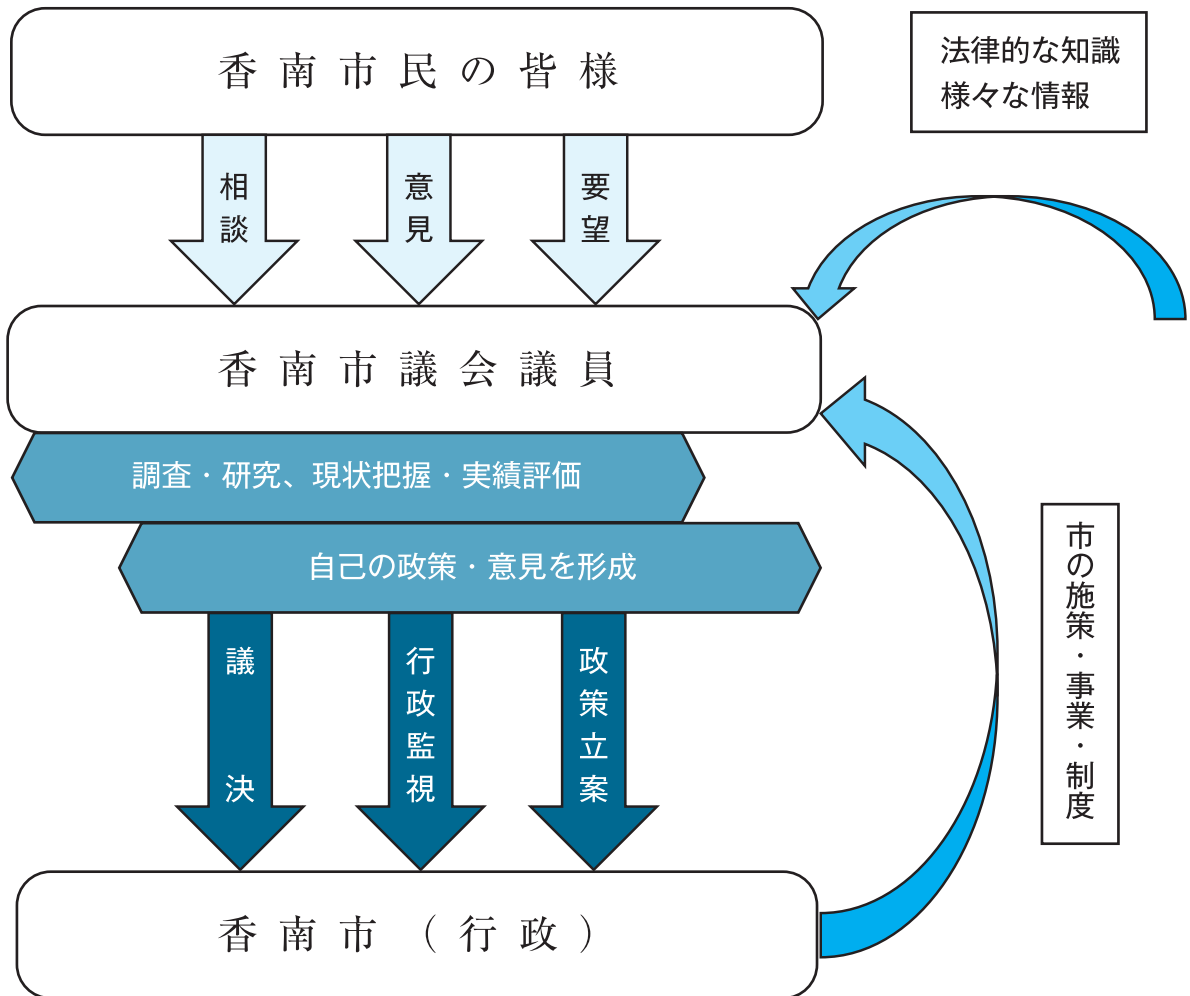
編集後記

合区になって二度目の参議院議員選挙が終わりました。今回は高知県の候補者がいたこともあり、前回よりは投票率が上がっていますが、全国平均の48・80%に比べて高知県は46・34%、香南市は45・46%とさらに低くなっています。全国の20選挙区で戦後最低を記録し、前回より投票率が上がったのはなんと高知県だけだとか。朝日新聞の社説には「政党が棄権に負けた」とのタイトルがつけられていました。

市民の政治参加をどう高めていくか、特に若い層にどう訴えていくかが問われます。先日開かれたことも議会は、たくさんさんの保護者で傍聴席が埋まり、本議会もこうありたいと思ったことでした。最も身近な市議会が政治離れの歯止めにならなくては、と気の引き締まる思いです。

(F・T)

香南市議会議員の仕事



市議会議員は、

市民の皆様からの相談・意見・要望を聴き、

市の施策・事業・制度を学び、

法律的な知識・様々な情報を取得して、

調査・研究、現状把握・実績評価を行い、

市民目線に立ち自己の政策・意見を形成して、

議決・行政監視・政策立案を行います

香南市議会を 傍聴してみませんか



市議会は、市民の皆様のご生活に関わる

重要な事項を議決しています

「一般質問」や「議案審議」など

議場での様子をぜひご覧になってください

議会開催当日に受付の先着順にて、個人でも団体でも自由に傍聴できます。
なお、傍聴席数に限りがありますので、団体で傍聴される際は、
事前に議会事務局（TEL0887-57-8513：直通）までお気軽にご相談ください。

学校の社会学習や、地域のグループの皆さんの見学に
ぜひいらっしゃってください！